



**新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の 拡大**

前号でご案内させて頂いた雇用調整助成金の特例措置がさらに拡大されました。

**【 令和2年4月1日現在 】**

**新型コロナウイルス感染症特例措置**

現行の特例措置	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国で以下の特例措置を実施
生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月 <u>5%以上</u> 低下)
被保険者が対象	<u>雇用保険被保険者でない労働者の 休業も助成金の対象に含める</u>
助成率 2/3 (中小) 1/2 (大企業)	<u>4/5(中小)、2/3(大企業)</u> 解雇等を行わない場合 <u>9/10 (中小)、3/4 (大企業)</u>
計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～ <u>6月30日</u> まで)

その他、短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化も行われます。

**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の 延長**

**【 令和2年4月1日現在 】**

- ①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休校等をした小学校等に通う子供  
 ②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校等に通う子供  
 ①、②の世話を保護者として行うことが必要な労働者に対し、労働基準法の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主に対する助成金制度が延長される予定です。

これまでの期間	延長予定期間
令和2年2月27日から3月31日	令和2年2月27日から <u>6月30日</u>

# テレワークについて

今般のコロナウイルス感染についてテレワークをする企業が増えていることについて

1. テレワークとは「テレ（遠距離）とワーク（仕事）」の意味の造語です。  
テレワークには①在宅勤務 ②サテライトオフィス勤務 ③モバイルでの仕事の3つ  
があると言われています。
2. テレワーク導入のメリット・デメリットについて

## 〈メリット〉

- ①仕事と家庭の両立支援となり**生産性の向上**につながる
- ②災害やコロナウイルス感染等の際、**リスクが低下**する
- ③企業イメージの向上があり**採用活動など有利**になる
- ④子育て世代の**離職率が低下**する

## 〈デメリット〉

- ①**労働の実態が見えにくい**
- ②ICT（情報通信技術）の**セキュリティーの問題**がある
- ③労務管理上の注意点を「**就業規則**」の**変更などする必要がある**

3. テレワーク導入について「就業規則の変更」はどうする？
  - ①始業、終業の時刻、休憩時間、中抜け時間、時間外労働、休日労働について変更または新設する必要があります。
  - ②賃金の決定、計算方法、成果などの賃金決定方法、出来高制などについて、変更または新設する必要があります。
  - ③その他「食費、文房具やPC関連用品の費用負担、安全及び衛生、教育」などについて変更または新設する必要があります。
  - ④テレワークの導入にあたり、就業規則の変更は不利益変更となってはならない。

## 4. テレワークの注意点

- ①テレワークの際、服装は会社入社時に準ずること。  
パジャマやジャージなどは禁止。 — **心構えが大切**
- ②テレワークを行う場所は書斎など家族のいない部屋で行う。居間や寝室でないところ。  
ましてや子供やペットなどといっしょにしない。 — **家庭生活と極力区別する**
- ③始業時刻と終業時刻を上司か会社に毎日報告し、仕事の推移を常に密に報告する。  
— **終了の際は業務報告をする**
- ④中抜け（私用）や休憩は必ず報告する。
- ⑤**スケジュールをたて**、スケジュールにない仕事をしない。

現在、政府は支援策を拡充する方向にあり、条件が短期間に変更されております。

**最新の情報は、担当者にお気軽にご質問ください。**